



令和4年1月4日

各都道府県薬剤師会  
会長各位

一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会  
理事長 加藤 裕芳

令和4年第1期がん診療病院連携研修  
研修者募集開始のご案内

平素は（一社）日本臨床腫瘍薬学会（JASPO）の運営において、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さてJASPOでは、外来がん治療専門薬剤師（Board-certified Pharmacist of Ambulatory Cancer Chemotherapy (BPACC)）を目指す薬局に勤務する薬剤師を対象に、がん診療病院連携研修を行っております。

つきましては、令和4年第1期がん診療病院連携研修者の募集を、令和4年2月7日～3月4日まで行います。また、研修希望者及び研修希望者の管理者等を対象にしたWEB説明会を令和4年2月3日及び2月19日に開催いたしますので、併せてお知らせいたします（募集内容や説明会の開催時間等については、本会ホームページにて後日公開いたします。本会会員の方々にはメールリストでもご案内いたします）。

貴会において、がん患者に対する服薬指導（薬学的管理を含む）や、薬物治療モニタリングの経験を有し、将来BPACCを目指す人材がおられましたら、令和4年第1期がん診療病院連携研修への応募をご検討いただきたく、貴会会員の皆様への周知と積極的な参画をご案内いただければと存じます。

年始早々のご多忙の中、大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

（問い合わせ窓口）

日本臨床腫瘍薬学会事務局

e-mail：[jaspo@mynavi.jp](mailto:jaspo@mynavi.jp)

tel：03-6267-4550

fax：03-6267-4555

東京都千代田区一ツ橋1-1-1パレスサイドビル9F

（隣）毎日学術フォーラム内

## 日本臨床腫瘍薬学会 がん診療病院連携研修要綱

### 1. 研修の目的

本研修は、がんの専門的な知識や技能に加え、臨床経験を修得し、病院と緊密に連携してがん薬物療法に対応できる薬局薬剤師を養成することにより、外来がん治療を安全・有効に施行するとともに、地域がん医療において、患者とその家族をトータルサポートできることを目的とする。

### 2. 研修の実施主体

本研修は、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会（以下、日本臨床腫瘍薬学会）が運営する。

### 3. 研修者の対象と選定

- ① 本研修は、日本臨床腫瘍薬学会の正会員であって、3年以上の実務経験を有し、原則、薬局に勤務する薬剤師を対象とする（病院および診療所などに勤務する薬剤師も研修者としてすることができる。）。
- ② 研修者の選定は、日本臨床腫瘍薬学会外来がん治療認定薬剤師申請資格を参考にして、日本臨床腫瘍薬学会が行う。
- ③ 研修者は、薬局などにおいて、がん患者に対する服薬指導（薬学的管理を含む。）や薬物治療モニタリングの経験を有する必要がある。
- ④ 研修者は、日本臨床腫瘍薬学会が主催するスタートアップセミナーまたはブラッシュアップセミナーのいずれかまたは両方を過去3年以内に受講していることが望ましい。ただし、日本臨床腫瘍薬学会外来がん治療認定薬剤師等がん領域の専門・認定資格を有している場合は、この限りではない。

### 4. 研修期間

本研修では、全30単位を研修開始から1年以内に修得する必要がある。なお、1週間に0.5単位以上を修得することが望ましい（研修病院の長期休業期間を除く。）。

- ① 1単位は、研修病院の1日の就業時間を示す。
- ② 0.5単位は、研修病院の半日の就業時間を示す。
- ③ 原則1回の研修時間が半日に満たない場合は、履修単位に換算することはできない。

### 5. 研修指導薬剤師

研修病院に勤務する常勤職員であって、①から③までの事項を満たす者が研修指導薬剤師となる。

- ① 研修指導薬剤師のうち1名は、日本臨床腫瘍薬学会の正会員であること。
- ② 研修指導薬剤師は、病院薬剤師としての実務経験が5年以上あり、病院薬剤師として十分な指導能力を有していること。また、がん医療に関連した学会発表や論文発表等がん

領域での相応の業績を有することが望ましい。

- ③ 研修指導薬剤師のうち1名は、日本臨床腫瘍薬学会認定外来がん治療認定薬剤師、または日本病院薬剤師会認定がん薬物療法認定薬剤師、もしくは日本医療薬学会認定がん指導薬剤師またはがん専門薬剤師であること。

## 6. 研修病院

研修病院は、下記(ア)の①～⑧および(イ)の①～③を満たしているものとして、日本臨床腫瘍薬学会が認定する病院であること。

### (ア) 病院としての要件

- ① 研修責任薬剤師は、研修病院の薬剤部門長（部門長が薬剤師以外の職種の場合は、部門長から委託された薬剤師）とすること。研修責任薬剤師は研修指導薬剤師に指示し、自施設の研修カリキュラムおよび研修計画の作成、病院内の関係部門との調整、研修者の総括評価などを行うこと。
- ② 薬剤部門において、がん薬物療法に対して薬剤師が行うべき実地研修項目の指導ができること。
- ③ 当該病院に、日本臨床腫瘍薬学会認定外来がん治療認定薬剤師、または日本病院薬剤師会認定がん薬物療法認定薬剤師もしくは日本医療薬学会認定がん指導薬剤師・がん専門薬剤師が2名以上在籍していること。なお、1名は日本臨床腫瘍薬学会外来がん治療認定薬剤師であることが望ましい。ただし、当面の間、認定資格者が1名の病院であっても、日本臨床腫瘍薬学会が十分な研修体制が整っていると判断した場合は、暫定研修病院として認定することができる。
- ④ 外来化学療法室等において、薬剤師が患者等を指導できること。
- ⑤ 緩和ケアチームにおいて、薬剤師がその業務に従事していること。
- ⑥ がん患者の症例カンファレンスに薬剤師が参加していること。
- ⑦ 院外処方箋を発行しており、処方箋応需薬局などと連携し、患者の治療に当たっていること。
- ⑧ 臨床腫瘍学およびがん薬物治療学を指導するのに十分な資質を兼ね備えた専門医が勤務していること。なお、放射線治療医、臨床病理医、精神腫瘍医、緩和ケア専門医などの専門医が勤務していることが望ましい。

### (イ) 設備等の要件

- ① 本研修のカリキュラムを遂行することのできる入院病床、外来化学療法室等が整備されていること。
- ② 次の診療報酬の施設基準を全て届け出て、算定していること。
  - ・ 外来化学療法加算1
  - ・ 薬剤管理指導料
  - ・ 無菌製剤処理料1

③ 次の診療報酬の施設基準を全て届け出ていることが望ましい。

- ・ がん診療連携拠点病院加算
- ・ がん患者指導管理料ハ
- ・ 病棟薬剤業務実施加算
- ・ 連携充実加算
- ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・ 特定薬剤治療管理料
- ・ 外来緩和ケア管理料
- ・ 緩和ケア病棟入院料又は緩和ケア診療加算

## 7. 研修病院の更新

本研修を実施する病院の認定は、5年ごとに更新するものとする。ただし、更新申請までの5年間に研修者の受け入れ実績等がある場合には、最長2年間、更新を保留することがある。なお、保留を申請する場合は理由書を提出すること。

## 8. 研修の内容

本研修の内容は、日本臨床腫瘍薬学会がん診療病院連携研修コアカリキュラムに従う。

### (ア) 講義研修の受講

研修者は、研修開始前までに「別に定める講義」をすべて修了しなければならない。別に定める講義は、実地研修を円滑にすすめるために必要な知識を修得するためのものである。

### (イ) 実地研修

実地研修は、研修病院が、日本臨床腫瘍薬学会がん診療病院連携研修コアカリキュラムに定める研修の到達目標に従い実施する。

### (ウ) 研修記録

研修者は、研修実施日に所定の書式に研修内容を入力する。入力したファイルは、研修管理システムにファイルとして掲載する。研修指導薬剤師は、その記録の内容を確認し、研修管理システム内で承認を行う。

### (エ) 課題研修

研修者は、研修の修了に当たって、病院内の報告会等で担当した介入症例などを発表すること。

## 9. 研修の評価

(ア) 研修責任薬剤師および研修指導薬剤師は、研修修了時に研修者の習熟度・到達度について、所定の判定票を用い評価し、日本臨床腫瘍薬学会に報告すること。

(イ) 研修者は、研修修了時に研修病院の研修内容の評価を行い日本臨床腫瘍薬学会に報告すること。

10. 研修費用

研修者は、募集要項に記載されている研修費用を研修病院および日本臨床腫瘍薬学会に納付しなければならない。

11. 研修修了証書の交付

日本臨床腫瘍薬学会は、8-(ウ)および9-(ア)の内容を評価し、実地研修が適切に修了したことを認定した場合、研修者に対して、研修修了証書を交付する。

12. 改正について

本要綱は、適宜見直しを行うものとする。

13. 制定年月日

令和2年6月20日

令和3年2月13日 改正

# 日本臨床腫瘍薬学会 がん診療病院連携研修

## コアカリキュラム

### 1. 研修の到達目標

本研修は、外来がん薬物療法に関して、数多くの臨床経験を積むとともに、高度な知識や専門的技術を修得し、病院と薬局との連携について理解することを目標とする。

目標 A：がん医療における薬剤師の役割を理解し、医師、看護師、栄養士などの医療従事者との連携の必要性を理解できる。

目標 B：患者に良質かつ安全ながん薬物療法を提供するため、外来化学療法中の個々の患者の状態を的確に把握するとともに、抗がん薬の種類、投与量、投与期間等の設定・変更や支持療法の選定などを医師に提案できる。

目標 C：外来がん薬物療法における病院と薬局の連携システムを理解し、自施設での連携の質的向上に貢献できる。

目標 D：曝露対策の必要な抗がん薬の取扱いなどに関する知識を修得し、自施設の曝露対策に活用することができる。

目標 E：患者や家族などからのがん薬物療法に関する相談に、わかりやすい言葉で説明できる。

目標 F：国内外のがん医療に関する最新の情報収集を行い、活用することができる。

### 2. 実地研修で修得する事項

研修者は、到達目標に従い以下の項目について研修病院での実地研修にて、見学、知識の修得および技能の修得を行う。

- ・ 見学：実地研修中に見学する。
- ・ 知識：実地研修で修得した内容を説明でき、自施設での取り組みに活用できる。
- ・ 技能：実地研修中に修得した知識を生かして、実際に研修病院で実践できる。
  - (ア) 研修病院で実施される診療科カンファレンス、カンサーボードなどに参加し、がん治療における薬剤師の役割を学ぶ。(目標 A：見学・知識)
  - (イ) 栄養相談、がん相談など他職種が行う患者相談の場を見学することが望ましい。(目標 A：見学)
  - (ウ) 研修病院におけるレジメン管理の方法、運用を学ぶ。なお、レジメン審査を行う委員会等へ同席することが望ましい。(目標 B：知識)
  - (エ) がん患者の治療全体を把握した上で、がん薬物療法に用いられる薬剤の特性に応じて、継続的に患者の状態を適切にモニタリングする。(目標 B：知識・技能)
  - (オ) 腎機能、肝機能、血液学的検査などの指標に基づいて、抗がん薬の種類、投与量、投与期間等の変更を検討する。(目標 B：知識・技能)

- (カ)がんまたはがん化学療法による様々な症状に対して、支持療法を検討する。  
(目標 B：知識・技能)
- (キ)がん疼痛緩和に関する薬剤の選択や投与経路などについて検討する。  
(目標 B：知識・技能)
- (ク)静脈内投与に伴う静脈炎の治療について説明できる。(目標 B：知識)
- (ケ)オンコロジーエマージェンシーの病態を説明できる。(目標 B：知識)
- (コ)がん治療における研修病院と薬局間の連携方法を学び、自ら研修期間中に薬局との連携を実施することが望ましい。(目標 C：知識・技能)
- (サ)研修病院、地域薬剤師会又は地域薬局との間で行われるがん治療に関する研修会が開催されている場合、参加することが望ましい。(目標 C：見学)
- (シ)抗がん薬調製や投与時に医療者が実施している曝露対策等を見学し、配慮事項を説明できる。(目標 D：見学・知識)
- (ス)がん治療に関する服薬指導に同席する。(目標 E：見学・知識)
- (セ)がん化学療法を行う患者に対して、服薬指導を実施できる。(目標 E：技能)
- (ソ)医療者からの問い合わせに対して、適切な検索方法を使用し、必要な情報を迅速かつ適切に回答できる。(目標 F：知識・技能)
- (タ)患者やその家族からの質問に対して、適切な情報源を活用し、回答案を作成し、必要に応じて医師や看護師と共有した上で、わかりやすく回答できる。(目標 F：知識・技能)
- (チ)各がん種のガイドラインや文献検索方法、製薬会社の製品情報提供サイトの活用方法を理解する。(目標 F：知識)

### 3. 研修修了までに修得すべき専門的知識

研修者は、この実地研修および別の講義研修の受講等の自己研鑽を通じて、乳がん、肺がん、胃がん、大腸がんおよび血液がんについて、以下の内容を修得するものとする。なお、各項目について、研修病院での講義研修の実施を必須とするものではない。

- (ア)疫学、臨床所見、診断、合併症と予後など、がんの一般的経過を述べられる。
- (イ)組織病理学的分類と病期分類について説明できる。
- (ウ)外科的治療、放射線治療、薬物療法のそれぞれの特徴と、これらを組み合わせた集学的治療について説明できる。
- (エ)転移の過程と適切な患者ケアおよび症状マネジメントについて説明できる。
- (オ)がん治療目的で使用する殺細胞薬、ホルモン薬および分子標的薬、免疫チェックポイント阻害薬等に関して作用のメカニズム、副作用、用法、用量、PK/PDなどの臨床薬理について説明できる。
- (カ)抗がん薬およびその併用療法について、理論的根拠、用法、用量、スケジュール、副作用などを説明できる。
- (キ)支持療法(悪心・嘔吐、発熱性好中球減少、その他の有害事象対策およびハイドレーション、プレメディケーションなど)について、各種ガイドラインの治療法を把握し、説明できる。

(ク)がん性疼痛について説明できる。またがん性疼痛に関する薬剤の選択、オピオイド鎮痛薬の副作用、オピオイドスイッチングについて説明できる。

4. 改正について

本コアカリキュラムは、適宜見直しを行う。

5. 制定年月日

令和2年6月20日